

定期預金規定新旧対比表

旧	新
【自由金利型定期預金規定】 3. 利息 (1)～(2) (省略) (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および前記、反社会的勢力との取引に関する規定により解約する場合、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および<u>次の利率</u>によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、<u>計算時に適用する利率は</u>、解約日における普通預金利率を下回らないものとしますが、解約日における普通預金<u>解約</u>利率が預入時の約定利率を上回る場合、預入時の約定利率が上限となります。 また、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を精算します。 <u>①預入日の1か月後の応当日から預入後の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</u> <u>A 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のa,bおよびc(bおよびcの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、cの算式により計算</u>	【自由金利型定期預金規定】 3. 利息 (1)～(2) (変更なし) (3) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および前記、反社会的勢力との取引に関する規定により解約する場合、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の<u>預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)</u>によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、<u>②から⑩については</u>、解約日における普通預金利率を下回らないものとしますが、解約日における普通預金<u>利率(①を含む)</u>が預入時の約定利率を上回る場合、預入時の約定利率が上限となります。 また、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を精算します。 <u>①6 か月未満</u> <u>解約日における普通預金の利率</u> <u>②6 か月以上1年未満</u> <u>預入日におけるこの預金の「6か月」基準金利×70%</u> <u>③1 年以上2 年未満</u>

旧	新
<u>した利率が 0%を下回るときは 0%とします。)のうち、最も低い利率。</u> <u>a 解約日における普通預金の利率</u> <u>b 約定利率×70%</u> <u>c 約定利率－(基準利率－約定利率)×</u> $\frac{\text{約定日数－預入日数}}{\text{預入日数}}$ <u>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳または証書記載の満期日までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</u> <u>B 預入日の 1 か月後の応当日以後に解約する場合には、次の a および b の算式により計算した利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、b の算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。)のうち、いずれが低い利率。</u> <u>a 約定利率×70%</u> <u>b 約定利率－(基準利率－約定利率)×</u> $\frac{\text{約定日数－預入日数}}{\text{預入日数}}$ <u>②預入日の 5 年後の応当日の翌日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</u> <u>A 預入日の 6 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の a, b および c (b および c の算式により計算した利率の小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、c の算式により計算</u>	<u>預入日におけるこの預金の「1 年」基準金利×70%</u> <u>④2 年以上 3 年未満</u> <u>預入日におけるこの預金の「2 年」基準金利×70%</u> <u>⑤3 年以上 4 年未満</u> <u>預入日におけるこの預金の「3 年」基準金利×70%</u> <u>⑥4 年以上 5 年未満</u> <u>預入日におけるこの預金の「4 年」基準金利×70%</u> <u>⑦5 年以上 6 年未満</u> <u>預入日におけるこの預金の「5 年」基準金利×70%</u> <u>⑧6 年以上 7 年未満</u> <u>預入日におけるこの預金の「6 年」基準金利×70%</u> <u>⑨7 年以上 8 年未満</u> <u>預入日におけるこの預金の「7 年」基準金利×70%</u> <u>⑩8 年以上 9 年未満</u> <u>預入日におけるこの預金の「8 年」基準金利×70%</u> <u>⑪9 年以上 10 年未満</u> <u>預入日におけるこの預金の「9 年」基準金利×70%</u>

旧	新
<u>した利率が 0%を下回るときは 0%とします。)のうち、最も低い利率。</u> <u>a 解約日における普通預金の利率</u> <u>b 約定利率×70%</u> <u>c 約定利率－(基準利率－約定利率)×</u> $\frac{\text{約定日数－預入日数}}{\text{預入日数}}$ B 預入日の 6 か月後の応当日以降に解約する場合には、次の a および b の算式により計算した利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、b の算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。)のうち、いずれか低い利率。 <u>a 約定利率×70%</u> <u>b 約定利率－(基準利率－約定利率)×</u> $\frac{\text{約定日数－預入日数}}{\text{預入日数}}$ <u>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳または証書記載の満期日までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</u> (4) (省略) 4. 預金の解約、書替継続～5. 定期預金共通規定の適用 (省略) 以 上	(4) (変更なし) 4. 預金の解約、書替継続～5. 定期預金共通規定の適用 (変更なし) 以 上

変更前	変更後
【自動継続自由金利型定期預金規定】 1. 取引開始時の届出事項～2. 自動継続 (省略) 3. 利息 (1)～(3) (省略) (4) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および前記、反社会的勢力との取引に関する規定により解約する場合、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および<u>次の利率</u>によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、<u>計算時に適用する利率は</u>、解約日における普通預金利率を下回らないものとしますが、解約日における普通預金<u>解約</u>利率が預入時の約定利率(自動継続の場合は継続時の定期預金利率)を上回る場合、預入時の約定利率(自動継続の場合は継続時の定期預金利率)が上限となります。 また、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を精算します。 <u>①預入日の1か月後の応当日から預入後の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合</u>	【自動継続自由金利型定期預金規定】 1. 取引開始時の届出事項～2. 自動継続 (変更なし) 3. 利息 (1)～(3) (変更なし) (4) この預金を第4条第1項により満期日前に解約する場合および前記、反社会的勢力との取引に関する規定により解約する場合、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および<u>次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)</u>によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、<u>②から⑩については</u>、解約日における普通預金利率を下回らないものとしますが、解約日における普通預金<u>利率(①を含む)</u>が預入時の約定利率(自動継続の場合は継続時の定期預金利率)を上回る場合、預入時の約定利率(自動継続の場合は継続時の定期預金利率)が上限となります。 また、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を精算します。 <u>①6 か月未満</u>

A 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の a, b および c (b および c の算式により計算した利率の小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、c の算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。)のうち、最も低い利率。

a 解約日における普通預金の利率

b 約定利率×70%

c 約定利率－(基準利率－約定利率)×
$$\frac{\text{約定日数－預入日数}}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳または証書記載の満期日(継続をしたときは満期日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

B 預入日の 1 か月後の応当日以後に解約する場合には、次の a および b の算式により計算した利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、b の算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。)のうち、いずれが低い利率。

a 約定利率×70%

b 約定利率－(基準利率－約定利率)×
$$\frac{\text{約定日数－預入日数}}{\text{預入日数}}$$

②預入日の 5 年後の応当日の翌日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 預入日の 6 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、

解約日における普通預金の利率

②6 か月以上 1 年未満

預入日におけるこの預金の「6 か月」基準金利×70%

③1 年以上 2 年未満

預入日におけるこの預金の「1 年」基準金利×70%

④2 年以上 3 年未満

預入日におけるこの預金の「2 年」基準金利×70%

⑤3 年以上 4 年未満

預入日におけるこの預金の「3 年」基準金利×70%

⑥4 年以上 5 年未満

預入日におけるこの預金の「4 年」基準金利×70%

⑦5 年以上 6 年未満

預入日におけるこの預金の「5 年」基準金利×70%

⑧6 年以上 7 年未満

預入日におけるこの預金の「6 年」基準金利×70%

⑨7 年以上 8 年未満

預入日におけるこの預金の「7 年」基準金利×70%

⑩8 年以上 9 年未満

預入日におけるこの預金の「8 年」基準金利×70%

⑪9 年以上 10 年未満

預入日におけるこの預金の「9 年」基準金利×70%

<u>次の a, b および c (b および c の算式により計算した利率の小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、c の算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。)のうち、最も低い利率。</u> <u>a 解約日における普通預金の利率</u> <u>b 約定利率×70%</u> <u>c 約定利率－(基準利率－約定利率)×</u> $\frac{\text{約定日数－預入日数}}{\text{預入日数}}$ <u>B 預入日の 6 か月後の応当日以降に解約する場合には、次の a および b の算式により計算した利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。ただし、b の算式により計算した利率が 0%を下回るときは 0%とします。)のうち、いずれか低い利率。</u> <u>a 約定利率×70%</u> <u>b 約定利率－(基準利率－約定利率)×</u> $\frac{\text{約定日数－預入日数}}{\text{預入日数}}$ (5) (省略) 4. 預金の解約、書替継続～5. 定期預金共通規定の適用 (省略) 以 上	(5) (変更なし) 4. 預金の解約、書替継続～5. 定期預金共通規定の適用 (変更なし) 以 上
---	--